

意見第 7 号

安全保障関連法案の慎重な取扱いを求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 27 年 9 月 1 日

提出者 久喜市議会議員

杉 野 修
猪 股 和 雄
田 中 勝

久喜市議会議長 井 上 忠 昭 様

安全保障関連法案の慎重な取扱いを求める意見書

去る 5 月 15 日、内閣から、集団的自衛権の行使を容認する内容を含んだ安全保障関連法案が国会に提出され、衆議院で可決され、現在、参議院で審議中です。

この法案は、国家安全保障上の課題に対処し、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守るといった責務を果たすべく、政府内で検討が重ねられてきたとされています。

しかし、現在、その法案を審議している国会内のみならず、国民の間でも多くの安全保障問題について多くの議論と意見が交わされ、法案の評価もさまざまで、多くの国民もさらに十分な説明を求めています。

よって、国においては、安全保障法案の審議にあたり、国民に焦慮や不安の念を抱かせることのないよう、また、日本国民の将来にとって最善の選択が導かれるよう、いっそうの慎重かつ十分な審議を尽くすよう求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

久 喜 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
内 閣 官 房 長 官
外 務 大 臣
防 衛 大 臣

あて